

京都府地域防災計画の概要

1 策定の根拠

災害対策基本法第40条第1項の規定により、都道府県防災会議は、防災基本計画に基づき、当該府県の地域に係る都道府県地域防災計画を作成

2 計画に定める事項（災対法第40条第2項）

- (1) 指定地方行政機関、京都府、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関及び府内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱
- (2) 防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画
- (3) 災害に関する措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画
- (4) 地域の防災に関し京都府防災会議が必要と認める事項

3 策定（修正）の手続き

- (1) 京都府防災会議で作成、修正
- (2) 内閣総理大臣に報告（中央防災会議の意見聴取）、公表

4 府計画の策定年月日

昭和38年7月5日

5 府計画の体系

裏面のとおり

【参考】 災害対策基本法

第40条 都道府県防災会議は、防災基本計画に基づき、当該都道府県の地域に係る都道府県地域防災計画を作成し、及び毎年都道府県地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該都道府県地域防災計画は、防災業務計画に抵触するものであつてはならない。

京都府地域防災計画の体系

京 都 府 地 域 防 災 計 画

一般計画編

- ・ 第1編 総則(全9章)
- ・ 第2編 災害予防計画(全38計画)
- ・ 第3編 災害応急対策計画(全40計画)
- ・ 第4編 災害復旧・復興計画(全13計画)

震災対策計画編

- ・ 第1編 総則(全4章)
- ・ 第2編 災害予防計画(全21計画)
- ・ 第3編 災害応急対策計画(全27計画)
- ・ 第4編 災害復旧・復興計画(全4計画)
- ・ 第5編 京都府南海トラフ地震防災対策推進計画編(全7章)

原子力発電所防災対策計画編

- ・ 第1編 総則(全8章)
- ・ 第2編 原子力災害事前対策計画(全19章)
- ・ 第3編 緊急事態応急対策計画(全14章)
- ・ 第4編 原子力災害中長期対策計画(全14章)

事故対策計画編

- ・ 石油類流出事故対策計画編(全4編)
- ・ 海難事故対策計画編(全4編)
- ・ 航空事故対策計画編(全4編)
- ・ 鉄道災害対策計画編(全4編)
- ・ 道路災害対策計画編(全4編)
- ・ 危険物等災害対策計画編(全4編)
- ・ 林野火災対策計画編(全4編)
- ・ 広域停電事故対策計画編(全4編)

京都府地域防災計画（抜粋）

第23章 企業等防災対策促進計画

（各機関）

第1節 計画の方針

災害の多いわが国では、府や市町村はもちろん、企業、住民が協力して災害に強い京都府を作ること、被害軽減につながり、社会秩序の維持と府民福祉の確保に大きく寄与するものである。企業等は災害時に果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、事業継続計画（BCP）を策定し、運用するよう努めるとともに、自ら防災組織を結成するなどして、地域と連携した防災の取組を実施し、地域防災力の向上に寄与する。

第2節 計画の内容

第1 企業等における防災対策

1 事業所等における防災活動の推進

事業所等は、直接の防災関係機関ではないが、災害時に果たすことができる役割（従業員及び顧客の安全、事業継続の維持、地域住民との連携）を十分に認識し、各事業所等において防災体制の整備、防災訓練の実施、災害時行動マニュアルの作成、事業継続計画の策定などの防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、災害時応援協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

そのため府は、総合防災訓練への参加の呼びかけや啓発事業の実施、情報提供・収集等を行うものとする。

2 事業所等における自主防災体制の整備

大地震が発生した場合、中高層建築物、地下街、学校、劇場、病院等多数の者が出入りし、又は利用する施設、危険物等を製造保管する施設、多人数が従事する工場、事業所においては、火災の発生、危険物類の流出、爆発等により大規模な被害発生が予想されるのでこれらの被害の防止と軽減を図るため、施設の管理者は、自衛消防組織等を編成し、あらかじめ消防計画、災害時行動マニュアル等を作成するとともに、防災訓練を定期的に行うものとする。

(1) 対象施設

- ア 中高層建築物、地下街、劇場、百貨店、学校、旅館、病院等多数の者が利用又は出入りする施設
- イ 危険物、高圧ガス、火薬類、毒物・劇物等を製造、保管及び取り扱う施設
- ウ 多人数が従事する工場、事務所等で、自主的に防災組織を設け災害防止にあたる効果が効果的であると認められる施設
- エ 複合用途施設
 - 利用（入居）事業所が共同である施設
- オ 自衛消防組織等の取組が事業者や地域の防災に貢献するものと考えられる施設

(2) 組織活動要領

対象施設を管理する権原を有する者は、事業所の規模、形態により、自衛消防組織等を置き、消防計画等を作成する。

- ア 役員

(7) 統括管理者及びその任務

(イ) 班長及びその任務

イ 会議

(7) 総会

(イ) 役員会

(ウ) 班長会等

(3) 消防計画等

災害を予防し、又は災害による被害を軽減するため、効果的な活動ができるよう、あらかじめ消防計画、災害時行動マニュアル等を定めておくものとし、この計画には次の事項を記載する。なお、既に消防計画が作成されている事業所においては、同計画と災害時行動マニュアル等との整合を図るものとする。

ア 事業所の職員にそれぞれ任務を分担させること

イ 自主的に防災訓練ができるようその時期、内容等について、あらかじめ計画をたて、かつ市町村、消防機関等が行う訓練にも積極的に参加すること

ウ 消防機関、本部、各事業所ごとの体系的な連絡方法、情報交換等を行うこと

エ 出火防止、消火に関する役割、消火用その他資機材の配置場所等の周知徹底、点検整備に関すること

オ 負傷者の救出、搬送の方法、救護班に関すること

カ 避難場所、避難経路、避難の伝達方法、避難時の非常持出し等に関すること

キ 地域住民との協力に関すること

ク その他防災に関すること

3 事業所等における備蓄

事業所等は、重要業務の継続や早急な復旧を図るとともに、発災直後における一斉帰宅の抑制を図るため、従業員等に必要な食料、飲料水、毛布等の防寒用具等の備蓄に努めるものとする。

また、中高層建築物、地下街、劇場、百貨店、学校、旅館、病院等多数の者が利用又は出入りする施設においては、来訪者で帰宅困難になる者のために必要となる物資等の備蓄を検討する。

4 災害時の企業等の事業継続

(1) 事業継続の必要性

経済の国際化が進み企業活動の停止が世界的に影響を及ぼしかねない状況下では、企業等も、災害時に事業が継続でき、かつ、重要業務の操業レベルを早急に災害前に近づけられるよう、事前の備えを行う必要がある。

また、被災地の雇用や供給者から消費者までの流過程における企業等のつながりを確保する上でも「災害に強い企業」が望まれる。

(2) 事業継続計画の策定

企業等は、被災しても重要事業を中断させず、中断しても可能な限り短期間で再開させ、中断に伴う顧客取引の競合他社への流出、マーケットシェアの低下、企業評価の低下などから企業を守るため、「事業継続計画」を策定・運用し、継続的に改善するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど、事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。

なお、災害時における事業継続のための従業員の参集については、従業員の家庭環境等を考慮することとし、それに応じた「事業継続計画」の策定に努めるものとする。

また、「事業継続計画」の策定にあたっては、生命の安全確保、二次災害の防止、地域貢献、地域との共生に配慮するとともに、「事業継続計画策定・運用促進方策に関する検討会」（内閣府）が示した「事業継続ガイドライン」、「京都BCP検討会議」（京都府防災会議）が示した「事業継続計画モデルプラン

(入門編)」等を参考として、計画策定に努める。

(3) 事業継続計画の普及啓発

府及び市町村は、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画策定支援及び事業継続マネジメント構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる条件整備に取り組むものとする。また、国や関係団体等と連携し、事業継続計画策定に関するセミナーの開催等を行い、企業等の事業継続計画の普及啓発に努めるものとする。

第2 京都BCPの普及

1 京都BCPの趣旨

京都BCPは、大規模広域災害等の危機事象発生時において、企業等が早期に立ち直ることが、地域社会全体の活力の維持・向上につながるという観点から、事業継続計画(BCP)の考え方を「京都」全体に適用し、地域全体で連携した対応により「京都の活力」を維持・向上させる新たな防災の取組である。そのため、企業等のBCP策定支援と連携型BCPの取組を車の両輪として、地域全体で連携した対応により「京都」の活力を守るための取組を実施し、地域の総合的な防災力の向上に寄与することを目指す。

2 京都BCP行動指針

府は、京都BCPの取組を促進するため、関係団体等がとるべき行動の指針(京都BCP行動指針)を作成し、関係団体等と連携して、その周知を図るとともに、京都BCPの取組を推進する組織の立上げを進めるものとする。

また、企業等や関係団体等に対して、BCP策定企業の実態調査の実施、セミナー・意見交換会の実施、情報共有体制の確立、経済団体や金融関係機関との連携強化、地域内の協力協定の見直しなど、京都BCPの取組の普及啓発に努めるものとする。